

■霞が関インターンシップ及び法務省インターンシップを実施しました

法務総合研究所国際協力部では、令和4年9月5日から同月9日までの間、人事院が主催する「霞が関インターンシップ」及び法務省が主催する「法務省インターンシップ」を同時開催し、公共政策大学院及び法科大学院の学生4名（霞が関インターンシップ生）、大学の学部生5名（法務省インターンシップ生）の合計9名を受け入れました。

これらのインターンシップは、行政機関の業務を実際に体験することを通じて、行政への理解を深め、公務の魅力を伝えることなどを目的としています。本年度は、一部オンラインを併用しながらも、3年ぶりに、昭島の国際法務総合センターにおいて、対面での研修を実施することができました。

本年度のインターンシップでは、法制度整備支援に関する各種講義やオンラインセミナーの傍聴、長期派遣専門家へのインタビュー、JICA（国際協力機構）本部への訪問及び名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）留学生との意見交換会等を実施しました。

中でも、JICA 本部で実施したワークショップでは、インターンシップ生同士による活発な議論が行われました。同ワークショップは、東南アジアに所在する架空のK国に対して新たに立ち上げるプロジェクトの内容を検討するというものでしたが、インターンシップ生は、K国の問題点を分析し、それぞれが頭に浮かんだアイデアを次々と付箋やホワイトボードに書き込むなどしてプロジェクトを策定し、その検討結果を発表しました。



【JICA 本部におけるワークショップの状況】

また、CALE 留学生との意見交換会においては、インターンシップ生が、教育問題や成人年齢引下げといった身近な法律問題に関する話題をテーマとして発表を行い、オンライン上でCALEの留学生と意見交換を行いました。特に、成人年齢引下げに関する発表を行った

インターンシップ生の一人は、まさに法改正により18歳で成人となった当事者としての立場から、体験談を踏まえつつ自己の意見を説得的に発表してくれました。CALEの留学生からも多くの質問や意見が寄せられ、大いに議論が盛り上がりました。

今後あるべき法教育とは？

- ▶ 外部（文部科学省や法務省など）との連携の強化
例：カリキュラムの範囲内で外部講師や教材の活用
日本の場合は外部の講師の指導（警察等）には馴染みがあるが法教育については馴染みがない。カリキュラム内での外部講師や前述の教材の活用で学校側の負担は減らせる
- ▶ 法律に興味を持ちやすくなるような教育の工夫
例：SNSによるいじめといった身近なテーマの活用



【CALE 留学生との意見交換会の様子】

本インターンシップ終了後、参加者からは、「法制度整備支援の魅力を知ることができた。」
「今後、法曹として国際協力に携わることができればと思っている。」といった感想が寄せられました。今後も、当部ではこうした人材育成活動を継続的に実施し、法制度整備支援の裾野を広げていきたいと思っております。